

6 輸 国 第 3361 号
令和 7 年 1 月 6 日

農林水産省各地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

殿

(※農林水産省) 輸出・国際局長
(公印省略)

「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」の一部改正について

今般、「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」(令和 2 年 4 月 1 日付け財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定) 及び別紙について、下記のとおり改正し、令和 7 年 1 月 8 日付けで施行することとしますので、御了知の上、対応方よろしく申し上げます。

また、関係事業者への周知等について特段の御配慮をお願いします。

記

- 1 別紙 ID-S1「インドネシア向け輸出水産食品の取扱要綱」について
 - (1) インドネシア政府との協議の結果、令和 7 年 1 月 8 日から、本要綱に基づく衛生証明書の発行方法について紙発行から電子発行に切替わることに伴う改正
 - (2) その他所要の改正
- 2 別紙 IL-S1「イスラエル向け輸出水産食品の取扱要綱」について
 - (1) イスラエル政府との協議の結果、本要綱に基づく衛生証明書の様式が修正されたことに伴う改正
 - (2) その他所要の改正

以上

※内閣府沖縄総合事務局長宛てに送付する際は記載する。